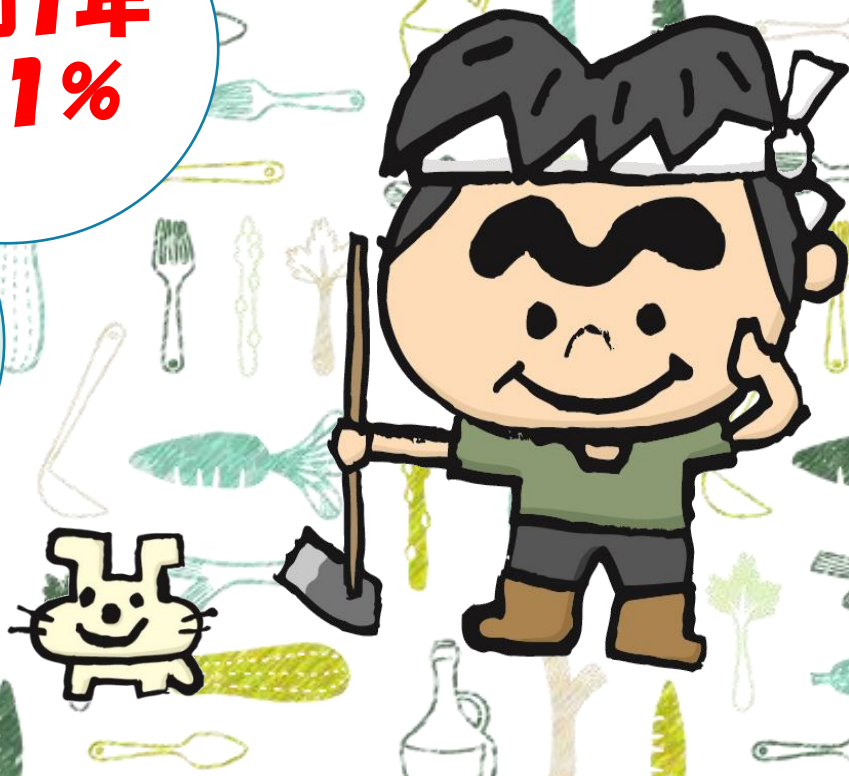


年金花道 定期貯金

**期間1年
0.1%**

年金受給者限定で
店頭表示金利に
金利を上乗せさせて
いただきます！



取扱期間

令和4年4月1日（水）～令和5年3月31日（水）

愛媛たいき農業協同組合

お気軽に最寄りの支所・出張所へご相談下さい。

本所資金課 TEL(0893)24-4182

大洲支所 TEL(0893)24-2008 粟津支所 TEL(0893)26-0211 喜多支所 TEL(0893)24-5843

五十崎支所 TEL(0893)44-2188 長浜支所 TEL(0893)52-1211 菅田支所 TEL(0893)25-5011

脇川支所 TEL(0893)34-2321 新谷支所 TEL(0893)25-0521 内子支所 TEL(0893)44-4111

大瀬支所 TEL(0893)47-0111 オズメッセ出張所 TEL(0893)25-0008

商品概要説明書

(令和4年4月1日現在)

商品名	・スーパー定期貯金（単利型）（愛称：年金花道定期貯金）
ご利用いただける方	・個人 当組合口座で老齢年金、遺族年金、障害年金等の公的年金を当組合でお受け取りされている個人の方。
期間	・定型方式（期間：1年） 自動継続（利払い式に限る）のお取扱いとなります。
預入方法 （1）預入方法 （2）預入金額 （3）預入単位	・一括預入 ・10万円以上1,000万円 ただし、1口1,000万円のお預入はできません。 口数の制限はありませんが、お一人当たり1,000万円が上限となります。 ・1円単位
払戻方法	・満期日以後に一括して払い戻します。
利息 （1）適用金利 （2）支払頻度 （3）計算方法 （4）税金	・スーパー定期貯金期間1年の店頭表示利率に、年0.10%（税引き後0.079%）を上乗せした利率を満期日まで適用いたします。 ※ただし、年金のお受取を他金融機関に変更された場合は、預入時に遡って金利を取り消し、各預入金額に応じたスーパー定期貯金の期間1年の店頭表示利率に変更します。 なお、約定利率は定期的に見直しをおこないます。 又、「年金花道定期貯金」の取扱いを中止した場合は、中止日以降に到来する満期日にスーパー定期として書き換えすると共に、利率も各預入金額に応じたスーパー定期貯金1年ものの店頭表示利率を適用します。 ※スーパー定期貯金の金利は、店頭の金利表示ボードに表示しています。 ・満期日以後に一括して支払います。 ・付利単位を1円とした1年を365日として日割計算とします ・20.315%（国税15.315%、地方税5%）の分離課税となります。 ※2037年12月31日までの適用となります。
手数料	—
付加できる特約事項	・法令に定められた条件を満たせば、マル優（障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」）の取扱いができます。
中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は、解約日における普通貯金利率を適用いたします。
貯金保険制 （公的制度）	・保護対象 当該貯金は当組合の譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	・苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当組合本支店（所）または金融部（電話：0893-24-4182）にお申し出ください。当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、JAバンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。 ・紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当組合金融部または愛媛県JAバンク相談所にお申し出ください。 愛媛弁護士会（電話：089-941-6279）
その他参考となる事項	・満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通貯金利率により計算します。

詳しくは窓口にお問い合わせください。

JA愛媛たいき